

令和6年度 第2回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】令和6年11月15日（金）午後3時15分～4時50分

【場 所】燕市役所3階 301会議室

【出席者】委 員 会長 田村 秀、伊皆 桂子、池田 弘、笠輪 信彦、清水 麻子、
仲村 厚子、細野 美恵子、山村 則子（敬称略）

事務局 企画財政部長 杉本 俊哉
企画財政課長 小杉 茂樹
同副主幹 大塚 小由紀、同政策専門員 相馬 建、
同主任 村上 峻、同主任 熊谷 圭祐
総務課長 本間 聖規、同係長 松井 寿子、
同情報統計室長 大熊 進一、同副主幹 平澤 大輔
広報秘書課長 山崎 聡子

【欠席者】委 員 飯塚 文雄、樋口 太彌人（敬称略）

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 第3次燕市行政改革推進プラン実施計画 令和6年度実施計画の取組状況について（資料1）

（事務局から「財政力の向上」に係る項目の説明）

（滞納金額等について）

委員：実施項目11の収納率の向上で、おおよその滞納金額はいくらか。また、この取組により収納できた金額はいくらか。

事務局：滞納繰越金額は約3億円で、そのうちの1割程度の3,600万円がこの取組により収納できた。

委員：未納付の税金の種類は。

事務局：市民税や固定資産税、軽自動車税など市税全般である。

（協働型予算編成の具体例について）

委員：実施項目5の協働型予算編成による重点事業への予算配分について、トップダウン型とボトムアップ型があると思うが、具体例を教えてほしい。

事務局：トップダウン型の例は、現在建設を進めている屋内こども遊戯施設であり、市長として「ぜひやりたい」という建設事業であった。一方、各部局の大半の事

業はボトムアップ型であり、全体的に見れば、ボトムアップ型の事業が多い傾向である。

事務局：他自治体でも同様の割合だと思うが、9割以上の事業が使う目的が決まっている経常的経費であり、残ったわずかな自由に使える予算を政策的事業に充て、取り組んでいるのが現状である。

(西燕公民館の借地解消について)

委員：実施項目1の建物系公共施設保有量適正化計画について、西燕公民館解体後のスケジュールは。

事務局：西燕公民館を取り壊すことで、借地を解消できる方向性で考えている。公民館機能に移転するという方向性はでていますが、実際にどこに機能移転するかまでは決まっていない。

(電子契約の実績について)

委員：実施項目8の電子契約の導入・運用について、取組範囲を拡大した建設コンサル系業務委託の状況は。

事務局：今年の10月から建設コンサル系の業務委託が対象に加わり、対象契約4件のうちすべてが電子契約で行われた。

(事務局から「行政力の向上」に係る項目の説明)

(議事録作成について)

会長：この会議の議事録もAIで作成するのか。

事務局：本委員会ではリアルタイムに文字起こしはしていないが、市議会では導入し、リアルタイムに文字起こしがされている。この委員会の議事録については、リアルタイムではないものの、会議後に音声データを議事録作成ソフトに取り込むことで文字起こしが自動でされる。

(公共施設のオンライン予約について)

会長：公共施設の予約システムについて、スマートフォンから予約は可能か。

事務局：以前は、オンライン予約が可能であったが、現在はやめている。理由としては、社会教育施設の使用料の見直しを行い、減免規程を設けたが、それをシステムに取り込むことが困難であったためである。

(手続きナビのPRについて)

委員：実施項目13の行政手続きのオンライン化の推進について、市ホームページの「手続きナビ」が非常に分かりやすいと感じており、これが市民の皆さんに浸透することで、職員の対応時間や残業時間の削減につながると思う。この「手続きナビ」を浸透させるための方法は。

事務局：10月15日からスタートしたばかりであり、順次使いやすいものにしていくところである。市ホームページのトップページにバナーを作ってPRしていくとともに、12月から窓口を中心に本格的にDXを進めていく予定であり、市広報紙においても特集ページを設けて周知に努めていく。

(産官学連携について)

委員：新潟県の人材流失の防止や魅力発信などを目的とした産官学連携の協議会等によく参加している。そのような場に燕市はあまり出ていないイメージがあるが、機会があれば参加していただきたい。

事務局：本市にとって有効なものであれば参加も検討していく。

会長：多忙かと思うが、民間や研究機関などとのつながりは大切であり、積極的に取り組んでもらいたい。

(お悔みの手続きのオンライン化について)

委員：実施項目13の行政手続きのオンライン化の推進について、相続の関係で市役所に出向いて手続きが必要となり負担となっている。そのような手続きもオンライン化できないか。

事務局：市でオンラインにできるものは可能な限り取り組んでいるが、国の制度だと、市役所に来庁していただかないと手続きができないものもあるのが実情。一方、市では、12月2日から複数の窓口で手続きが必要な際、最初の手続きをする課で入力した名前や住所などの情報が、その次に手続きが必要な課に連携するような仕掛けを開始する予定。その取組がスタートすると、最初に手続きを行った課以降は、あらかじめ住所等が印字された用紙が出てきて、足りない部分を追記してもらい、確認・署名を頂いて提出するような流れとなる。完全なオンライン化はまだ先の話だが、手続き時間の短縮や負担軽減につながるよう取り組んでいるところである。

委員：全国の自治体でも同様の取組なのか。

事務局：国では、マイナンバーカードを絡めたマイナポータルというものがある。これは国の制度としてやっているものであり、燕市で取り組んでいるものは市独自の制度であり、すべての自治体ではなく、自治体ごとに取り組んでいる状況である。

会長：すべての手続きが市役所だけでできればいいが、市役所だけでは完結しないのが実情。そのなかで、必要な手続きを市から丁寧に案内するなど情報提供に務めることで、極力負担が少なくなるように市では取り組んでいる。

事務局：当市においても、民間事業所と協力して、お悔みの際、必要な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」という冊子の発行に向け、準備を進めているところである。

(事務局から「職員力の向上」に係る項目の説明)

(結婚休暇について)

委員：実施項目 29 の働きやすい職場環境の整備について、結婚休暇とは。

事務局：婚姻届けを出す日や結婚式の日などを自分で指定して、その日の 8 日前からひと月を経過する間に、年次有給休暇を取らなくても有給休暇として使える制度である。

委員：結婚式を挙げず、入籍だけのケースも該当するのか。

事務局：結婚式を「する」「しない」は、取得の条件とはしていない。

(人材確保の難しさについて)

委員：実施項目 26 の人材の確保・定着の推進で、人材確保が難しいと記載があるが、市側が難しいと思っているのか、希望している人材が確保できていないということなのか理由を教えてほしい。また、3年以内で退職する人の何かしらのデータを集めて分析はしているのか。

事務局：学生の人数も減っていることもあるが、応募者数が減っている。加えて、内定辞退の割合が増加していることが難しいと感じている理由である。今は売り手市場であり、燕市を選んでもらえるよう取り組んでいる。次に3年以内に退職する人の理由や分析について、プライベートな部分もあり答えられないこともあるが、入庁後の仕事のミスマッチを理由に退職している人が若干いる。そのようなミスマッチがなくなるように、内定応募前に仕事の理解を深める機会の設定や説明会の開催、面談等に取り組んでいるところである。

事務局：今ほどの説明のとおりだが、全国的にも人材不足は深刻であり、市でも採用したい人に内定を出すのが、そのような人は県や特別区など他の自治体も併願している状況がある。また、最近では、燕市と他の自治体両方から内定をもらった場合、親の意見を聞いて最終的に決める人が出てきている。そのため、受験した本人だけでなく、その保護者の方にも燕市の良さをPRしていく必要があると認識している。

(女性活躍の促進について)

委員：実施項目 28 の女性職員の活躍促進について、目標指標は1つなのはルールなのか。この女性職員の活躍促進は、管理職だけの話でよいのか。全職員に占める女性職員の割合はどれくらいか。

事務局：管理職の中で女性の割合を増やし、その方々が活躍する姿を他の職員が見ることで、職員の活躍にもつなげていきたいという狙いもあり、いろいろな目標設定があると思うが、代表的な指標ということで設定させてもらった。

事務局：女性職員の割合は、保育士等もすべて含めると全体で 56.8%、一般事務職だけだと 44.0%である。

委員：この会議に出席している職員で考えると、44.0%という数字は疑問である。

会長：いわゆる企画総務系、管理職系では女性がまだ少ないと。これは燕市のみな

らず、県や国レベルでも言われている課題でもある。

(専門職の確保について)

会長：実施項目 26 の人材の確保・定着の推進について、土木や保健師等の専門職を確保することに苦労はあるか。また、工夫していることは。

事務局：特に土木が苦労している。地道なことだが、就職活動前の学年に対しても燕市を就職の選択肢に入れていただけるよう、一つひとつ大学や専門学校等への学校訪問を行っている。

(空き家問題について)

委員：空き家における固定資産の扱いは。

事務局：空き家問題は、全国的な例に漏れず、本市でも喫緊な課題となっており、空き家が増え続けている状況。空き家の固定資産税については、空き家であっても住宅であれば、住宅用地の特例で固定資産税が軽減される措置がある。今後、管理が行き届いてない空き家については、住宅用地の特例が外せるという国の制度が始まる。それに基づいて、管理が行き届いていない空き家については住宅用地の特例を外す取組を行っていくことになる。

委員：空き家の問題は市税の収納率にどのような影響があるのか。

会長：収納率は 96.6%と 3.4%が収納できていないので、およそ 4 億円程度が未収入金ということになると思われる。その中に空き家に関するものも含まれるのでは。

また、空き家の問題は複雑な相続も影響し、收拾がつかなくなりつつある状況もあり、市だけでこの問題に対応するのではなく、国レベルで制度等を再考する必要もある。空き家の話は確かに重要な話であるので、次回、市としてどのように考えているか、また実態はどうなっているのか情報提供をお願いしたいと思う。

(次回委員会の日程等について事務局から説明)

会長：それでは以上をもちまして、第 2 回委員会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中ありがとうございました。